

議案第36号

「港区公衆便所条例の一部を改正する条例」について

資料一覧

資料番号	資料名	ページ
資料①	「港区公衆便所条例の一部を改正する条例」について	2
資料②	天徳寺脇公衆便所の概要	3
資料③	新旧対照表	4

「港区公衆便所条例の一部を改正する条例」について

1 改正内容

港区公衆便所条例の別表（第二条関係）中、天徳寺脇公衆便所に関する項目（名称・位置）を削除します。

2 改正理由

本案は、土地所有者である天徳寺から土地の返還を求められたため、天徳寺脇公衆便所（虎ノ門三丁目13番3号）を廃止するものです。

3 施行期日

令和6年10月1日から施行します。

天徳寺脇公衆便所の概要

- (1) 住 所 虎ノ門三丁目13番3号
- (2) 面 積 7.43 m²
- (3) 開設年月日 昭和4年12月21日

位置図



現況写真



港区公衆便所条例新旧対照表

改正案	(前略)	<p>別表(第二条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新橋二丁目公衆便所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新橋三丁目公衆便所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>正則学院前公衆便所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>品川駅港南口公衆便所</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	新橋二丁目公衆便所	(略)	新橋三丁目公衆便所	(略)	正則学院前公衆便所	(略)	品川駅港南口公衆便所	(略)		
名称	位置													
新橋二丁目公衆便所	(略)													
新橋三丁目公衆便所	(略)													
正則学院前公衆便所	(略)													
品川駅港南口公衆便所	(略)													
現行	(前略)	<p>別表(第二条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新橋二丁目公衆便所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新橋三丁目公衆便所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>天徳寺脇公衆便所</td> <td>同 虎ノ門三丁目十三番三号</td> </tr> <tr> <td>正則学院前公衆便所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>品川駅港南口公衆便所</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	新橋二丁目公衆便所	(略)	新橋三丁目公衆便所	(略)	天徳寺脇公衆便所	同 虎ノ門三丁目十三番三号	正則学院前公衆便所	(略)	品川駅港南口公衆便所	(略)
名称	位置													
新橋二丁目公衆便所	(略)													
新橋三丁目公衆便所	(略)													
天徳寺脇公衆便所	同 虎ノ門三丁目十三番三号													
正則学院前公衆便所	(略)													
品川駅港南口公衆便所	(略)													

この条例は、令和六年十月一日から施行する。

付則